

# Report レポート #01

(一財)北海道開発協会「地方における外国人材の受け入れに関する調査研究」レポート④

## 道南地域の水産加工業における技能実習生受け入れの現状と特定技能1号への移行の可能性



孔 麗 (こん りー)

北海道教育大学函館校国際地域学科教授

中国<sup>しんよう</sup>瀋陽市出身。2001年北海学園大学大学院経済学研究科博士課程修了、博士(経済学)。2002年北海学園北見大学商学部専任講師、2014年から現職。専門はアジア経済論、国際企業論。

北海道開発協会では、令和元年度より人口減少時代の地域政策に関する調査研究として、少子高齢化と人口減少が進む北海道において、人手不足が深刻となっている現状を踏まえ、北海道らしい外国人との共生社会の実現に向けたビジョンを提言するため、「地方における外国人材の受け入れに関する調査研究」に着手しました。

研究会では、それぞれの研究者がこれまで行ってきた調査研究の成果について報告し、メンバーの知見を深めています。これらの内容を簡潔にとりまとめ、皆様にお届けします。

### はじめに

道南地域の水産加工業は、基幹産業の一つとして地域経済を支えてきた。しかし、人口減少と少子高齢化により、深刻な労働力不足に陥っている。これは、人口減少地域に立地する全道の水産加工業に共通している。

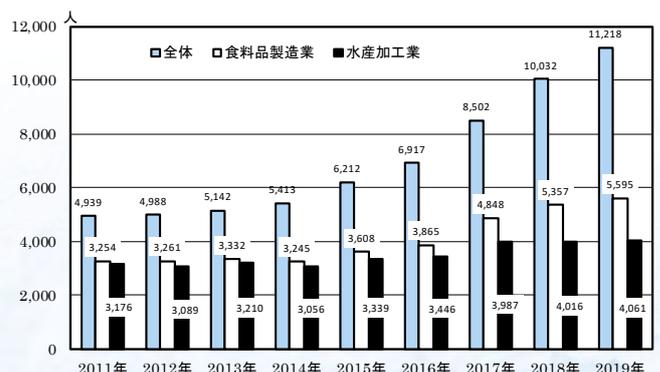
その労働力不足を補っているのが外国人技能実習生であり、技能実習生は、今や水産加工業を底辺で支えているといっても過言ではない。

本稿では、技能実習生の受け入れの現状とともに、2019年4月にはじまった「特定技能1号<sup>\*1</sup>」への移行の可能性について記述する。

### 1 水産加工業の技能実習生受け入れの状況

2011年以降の北海道における受け入れ数の推移をみると(図1)、全体では4,939人から11,218人と2.3倍となっている。そのうち食料品製造業は1.7倍、水産加工業に限れば1.3倍となっている。

水産加工業は、人手を必要とする工程がほとんどであるが、機械化は進んでいない。その上、水産加工業の多くは過疎地域に立地しており、労働力が絶対的に

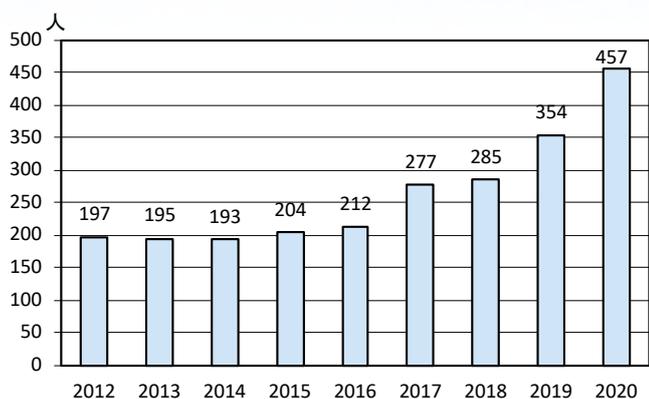


資料:北海道経済部労働政策局人材育成課「外国人技能実習制度に係る受入状況調査」

図1 技能実習生の受け入れ人数の変化

不足している。また、高齢者には低温の室内作業を強いられるため過酷で、若者には典型的な3K職場であるため、技能実習生に頼ることが多くなっている。

函館市に限ってみても、技能実習生は2017年以降、急増しているが（図2）、そのほとんどが水産加工場で受け入れられているとみられる。



資料：函館市「外国人住民国籍別人員調査票」注：各年2月現在

図2 函館市における技能実習生の変化

渡島地域の246社を対象に行った水産加工企業に対するアンケート調査（孔2016）では、経営が抱えている問題点として、35%がパート雇用の確保の困難性をあげている。また、技能実習生を「すでに受け入れている」のは31%、「今後は受け入れを考えたい」とするものが26%あり、これらを合わせると過半が技能実

表1 監理団体の技能実習生の今後の受け入れ予定

項目	合計	拡大	現状維持	縮小（廃止）
監理団体数	133	67	55	11
構成比（%）	100.0	50.4	41.4	8.3

資料：北海道経済部労働政策局人材育成課「外国人技能実習制度に係る受入状況調査－2019年調査結果報告書」2020年6月

習生を受け入れようとしている。

道庁の監理団体に対する意向調査結果からみても（表1）、「現状維持」41%、「拡大」が50%となっており、技能実習生は今後も増加していくとみられる。

## 2 アンケート調査

2018年9月に行った技能実習生の入国後講習時のアンケート調査の結果からみると、技能実習生は女性がほとんどで、年齢は3分の2が30歳以下である（表2）。ベトナム人と中国人を比較すると、ベトナム人の方が若く、中国人は既婚者が多くなっている。なお、水産加工企業では、子どものいる既婚者が多い中国人への希望が根強くある。その理由として、手際がよく、失踪者が少ない\*2、ビジネスの面で関係があるなどをあげている。

母国で手続や入国前の研修などに支払った金額は、平均でベトナム人が81万円、中国人が63万円で、18万円の差がある（表3）。また、その資金調達には中国人では自己資金が多いのに対して、ベトナム人は借金をしている者が多い。それは、ベトナムでは、政府が海外出稼ぎ者に銀行融資の道を開いているからである。

特定技能1号への移行については、41%が移行を希望しているが（表4）、これは来日直後の調査なので、技能実習が進むにつれて変化する可能性もある。

表4 特定技能1号への移行についての希望

（単位：人）

国籍	人数	希望する	希望しない	未定
ベトナム	24	11	13	-
中国	59	23	23	13
計	83	34	36	13

資料：表2に同じ。

表2 性別・年齢階層別・婚姻の有無

（単位：人）

国籍	人数	性別		年齢階層別						婚姻			
		男	女	～20歳	21～25歳	26～30歳	31～35歳	36歳	平均	不明	既婚	未婚	不明
ベトナム	24	-	24	15	5	4	-	-	21.1歳	-	3	21	-
中国	59	1	58	9	7	14	15	4	27.8歳	10	33	25	1
計	83	1	82	24	12	18	15	4	25.4歳	10	36	46	1

資料：2019年4月と9月に実施した技能実習生入国後講習におけるアンケート調査の合計。

表3 母国での支払金額

（単位：人）

国籍	人数	母国での支払金額							資金調達				
		50万円未満	60万円未満	70万円未満	80万円未満	90万円未満	90万円	平均（万円）	不明	自己資金	借金	自己資金+借金	不明
ベトナム	24	-	-	1	14	8	1	81	-	1	9	14	-
中国	59	6	3	34	4	-	-	63	12	46	6	1	6
計	83	6	3	35	18	8	1	70	12	47	15	15	6

資料：表2に同じ。

特定技能1号への移行を希望しない理由として、中国人では「子どもや両親がいる」をあげた者が最も多くなっている（表5）。これは、6割近くが既婚者であることによるものと考えられる。

### 3 監理団体と受け入れ機関の聞き取り調査

2019年11月、渡島管内で水産加工企業に技能実習生を派遣しているO監理団体と、水産加工企業T社及びS農協に聞き取り調査を行った。

O監理団体によると、現時点で技能実習5年目の中国人3人とベトナム人1人が特定技能1号への移行を希望している。技能実習を修了し帰国した者では、派遣企業の1社で数名の希望が出ている。

特定技能1号への移行の希望は、技能実習修了1年前の意向調査で聞き取っているの、さらに希望者は出てくると予想している。しかし、作業内容が技能実習と同じであっても、賃金を上げる必要があることから、特定技能1号を採用する企業は少ないと考えられるとのことである。

受け入れ企業の水産加工企業T社は、現在18人をベトナムから受け入れている。2019年9月に3年目の技能実習生5人から移行希望が出されたが応じていない。その理由としては、技能実習生より高い賃金を支払わなければならないこと、技能実習修了後、一時帰国を希望した場合、その間の作業の穴埋めができないことをあげている。今後も特定技能1号は採用する予定はないとしている。

ベトナム人の技能実習生を受け入れているS農協の話では、農家から特定技能1号についての要望は出ていないとのことである。

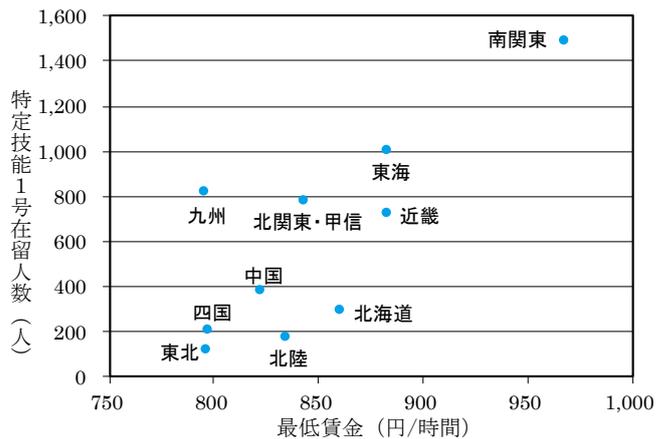
### 4 出入国在留管理庁公表データ

出入国在留管理庁は、2019年6月から3カ月ごとに特定技能1号による在留外国人数を公表しているが、2020年6月末現在で、全国で5,950人となっており、政府が当初見込んでいた初年度最大47,000人のわずか13%にすぎない。

地域別にみると（表6）、東京都を含む南関東が全国の25%を占め、東海、九州、北関東・甲信、近畿と続いている。特定技能1号の在留者の85%が、技能実習からの移行が占めることから、技能実習生が多い地域ほど、特定技能1号在留者も多い。

技能実習から特定技能1号へ移行した割合を推計すると、わずか3%<sup>\*3</sup>にすぎず、ほとんどの技能実習生は帰国したとみられる。

賃金水準との関係を見ると（図3）、最低賃金が高い地域ほど在留者が多い傾向がみられる。



資料：厚生労働省「地域別最低賃金全国一覧(2019年10月)」、出入国在留管理庁「特定技能1号在留外国人数(2020年6月末)」から筆者作成。

図3 地域別の最低賃金と特定技能1号在留外国人数

表5 特定技能1号への移行を希望しない理由

(単位：人)

国籍	人数	移行を希望しない者	特定技能1号移行を希望しない理由 (重複回答)						
			子どもや両親がいる	中国が恋しい	日本語が難しい	不確定要素がある	家庭の事情	結婚	やりたくない
中国	55	23	9	3	2	2	1	1	1

資料：表2と同じ。

表6 地域別特定技能1号在留外国人数

(単位：人、%)

項目	全 国											
	南関東	東海	九州	北関東・甲信	近畿	中国	北海道	四国	北陸	東北	未定・不詳	
人数	5,950	1,487	995	813	779	718	378	287	202	171	118	2
構成比	100.0	25.0	16.7	13.7	13.1	12.1	6.4	4.8	3.4	2.9	2.0	0.0

資料：出入国在留管理庁「特定技能1号在留外国人数(2020年6月末)」から筆者作成。

注：地域区分は総務省統計局「地域区分」によった。

分野別には(表7)、飲食料品製造業が2,094人と最も多く、農業が930人で次いでいる。

北海道は287人で、そのうち農業が128人と最も多く、飲食料品製造業が99人で次いでいる。道南地域は17人で、そのうち漁業が8人と多くなっている。飲食料品製造業は5人であるが、森町と八雲町であることから、ほとんどが水産加工業とみられる。

## 5 特定技能1号への移行の可能性

アンケート調査から、技能実習から特定技能1号への移行に大きく影響すると考えられる借金返済との関係について、ベトナム人を例にとってみる。

平均月額給料は15万円で、これは最低賃金の水準である\*4。そこから家賃や光熱費、租税公課、食費や生活費を差し引くと6万円程度が残る。そこから家族へ2.5万円の仕送りをし、残り3.5万円を借金の返済にまわすとする。

一方、来日前の母国での支払い金額は約81万円(表3)で、そのうち80%の融資を受けたとすると借金は65万円となるから、1年半程度で借金返済を終えているとする監理団体、受け入れ機関の話と一致する。

技能実習生側からすれば、母国での借金返済の目途がつくなら、通算8年間は家族帯同が認められず、母国に両親や子弟を残し、結婚適齢期を逸してしまうこ

表7 全国・北海道・道南地域の分野別特定技能1号在留外国人数  
(単位:人、%)

分野	全国				
	全国		北海道		
	人数	構成比	人数	構成比	道南地域(渡島管内)
総数	5,950	100.0	287	100.0	17
介護	170	2.9	3	1.0	3
ビルクリーニング	84	1.4	-	-	-
素材材産業	537	9.0	3	1.0	-
産業機械製造業	561	9.4	2	0.7	-
電気・電子情報関連産業	268	4.5	-	-	-
建設	374	6.3	14	4.9	-
造船・船舶用工業	175	2.9	-	-	-
自動車整備	54	0.9	4	1.4	1
航空	2	0.0	-	-	-
宿泊	39	0.7	2	0.7	-
農業	930	15.6	128	44.6	-
漁業	55	0.9	22	7.7	8
飲食料品製造業	2,094	35.2	99	34.5	5
外食業	607	10.2	10	3.5	-

資料:表6に同じ。

注1:渡島管内、函館市、森町、八雲町、長万部町である。

注2:この時点で檜山管内には特定技能1号の在留者はいない。

とになるなら、移行をあきらめてしまうと考えられる。

雇用者側では、転職できず最低賃金水準で雇用できる技能実習生の方が「使い勝手がよい」と考えられている。

したがって、技能実習から特定技能1号に移行する者は、かなり限定的と考えられ、出入国在留管理庁のデータでも、道南地域の飲食料品製造業の在留者は5人にすぎない。特定技能1号が、賃金水準の高い地域に集中する傾向(前掲図3)からしても、賃金水準の低い北海道、とりわけ道南地域で大きく増加するとは考えられない。

## おわりに

道南地域の水産加工企業では、技能実習制度が続く限り技能実習生は増え続けると考えられる。その一方、2019年4月に施行された特定技能1号の在留資格者が大幅に増加するとは考え難い。それは、この在留資格が、外国人材側、雇用主側双方にとって活用しやすく、「魅力ある」制度になっていないからである。

2018年12月に閣議決定された「特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する基本方針」では、改正法施行後2年を目途に必要な見直しとされているが、特定技能の在留資格の制度設計自体に手がつけられるとは考えられない。

しかし、特定技能1号の在留資格が、労働力不足の解消に寄与できないとすれば、制度自体の再検討が必要になると考えられ、引き続き研究を重ねていきたい。

## 【参考文献】

- ・ 孔麗(2016)、「渡島地域の水産加工企業が抱えている問題と課題—アンケート調査結果からの考察—」、北海道教育大学・函館人文学会『人文論究』第85号
- ・ 孔麗(2020)、「アジアNIEsにおける外国人労働者政策と日本への示唆—未熟練労働者の受け入れを中心に—」、北海道教育大学・函館人文学会『人文論究』第89号

\*1 特定産業分野に属する相当程度の知識又は経験を必要とする技能を要する業務に従事する外国人向けの在留資格のこと。

\*2 監理団体では、この3年間に4人の失踪者が出たが、いずれもベトナム人で、失踪者の家族からの聞き取りでは、その理由は、田舎でさびしい、大都会で遊びたい、買物をしたいなどであった。

\*3 2018年12月現在の法務省「在留外国人統計」によると、特定技能1号に移行できる技能実習2号と3号の合計は184,983人である。一方、出入国在留管理庁の2020年6月末の特定技能1号在留者5,950人から、介護と技能実習制度適用外であった宿泊、外食業を除くと5,134人となる。

\*4 2019年度の北海道の最低賃金は861円/時間なので、861円×8時間×5日/週×4.3週間として148,000円となり、ほぼ最低賃金の水準といえる。